

さとうきび増産基金に係るさとうきび自然災害被害対策事業実施要領

制 定	平成 25 年 5 月 7 日
一部改正	平成 26 年 2 月 14 日
一部改正	平成 27 年 3 月 31 日
一部改正	平成 27 年 7 月 1 日
一部改正	平成 30 年 4 月 1 日
一部改正	平成 31 年 4 月 1 日
一部改正	令和 2 年 4 月 1 日
一部改正	令和 2 年 10 月 28 日
一部改正	令和 3 年 3 月 1 日
一部改正	令和 3 年 7 月 1 日
一部改正	令和 3 年 12 月 21 日
一部改正	令和 6 年 4 月 1 日
一部改正	令和 7 年 4 月 1 日
一部改正	令和 8 年 4 月 7 日

公益社団法人沖縄県糖業振興協会

第 1 趣旨

この実施要領は、公益社団法人沖縄県糖業振興協会（以下「沖糖振協」という。）が、さとうきび増産基金事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 生産第 282 6 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に基づき、さとうきび増産基金事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 生産第 2827 号農林水産省生産局長通知。以下「要領」という。）第 2 の 1 さとうきび自然災害被害対策事業の実施については、要綱、要領、さとうきび増産基金に係るさとうきび自然災害被害対策事業助成金交付要領（平成 25 年 5 月 7 日沖糖振協制定。以下「助成金交付要領」という。）に定めるもののほか、本要領に定めるところによる。

第 2 事業実施主体等

- 1 本事業の実施主体は、生産者組織、農業協同組合、民間企業及び協議会とする。
- 2 本事業の内容及び補助率等は別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

第 3 事業の内容

- 1 沖糖振協は、次の（1）から（6）に掲げるいずれかの地域（沖糖振協が作成した事業計画において定めた地域をいう。以下同じ。）において、事業実施主体が実施する自然災害被害に対応した取組に必要な経費を助成するものとする。

- (1) 1 か月間の降水量（連続する 3 つの旬のデータを合計したものとする。）が
平年に比べ 1 割未満となった地域
 - (2) 行政機関が推定する被害率が 10% 超える台風被害が発生した地域
 - (3) 病虫害防除所から発生予察注意報、警報又は特殊報が発出された地域
 - (4) 干ばつ、台風、病虫害被害等により単収が平年水準（過去 7 年中庸 5 年平均）
に対して 10% 以上減少した地域又は減少することが見込まれる地域
 - (5) 台風や病虫害、登熟期の高温等の自然災害被害により、収穫開始から 1 ヶ月
間の平均買入糖度が 11.5 度を下回った地域
 - (6) (1) から (5) に掲げる自然災害以外の災害等による被害（暴風、豪雨、
高潮その他の特別な事情により生ずる被害をいう。）により、単収又は単収に
糖度を乗じたものが平年より 10% 以上減少した地域又は減少することが見込ま
れる地域であって、特に対策が必要であると農林水産省農産局長が認めた地域
- 2 1 の (5) の地域においては、地力増産対策及び当該取組の受益地区における
土壌診断を実施しなければならないものとする。
- 3 本事業の対象となる取組は、対象となる自然災害等が発生・確認された時点
以降に着手したものとする。

第 4 事業実施手続

1 事業実施計画の作成

- (1) 事業実施主体は、内閣府沖縄総合事務局長（以下「総合事務局長」という。）
が承認した事業計画（以下「事業計画書」という。）に基づき、要領別記様式第
3 号別添 1 により事業実施計画を作成し、要領別記様式第 3 号とともに沖縄振
興協に提出して、その承認を受けるものとする。

なお、沖縄振興協が事業実施主体となる場合には、総合事務局長の承認を受け
るものとする。

- (2) 事業実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 事業実施主体名
- イ 事業実施地区
- ウ 事業実施年度
- エ 成果目標
- オ 事業内容
 - (ア) 取組内容
 - (イ) 取組規模
 - (ウ) 事業費及び負担区分
- カ 収支予算
- キ 協力体制

2 事業実施計画の承認

- (1) 沖縄振興協は、前項により提出された事業計画が次に掲げる要件を全て満たす
場合に限り、1 に基づき事業実施計画の承認を行い、要領別記様式第 6 号によ

り事業実施主体に通知するものとする。

3 事業実施計画の重要な変更

重要な変更は、次に掲げるものとし、重要な変更に係る手続きは、1 または2 に準じて行うものとする。

- (ア) 事業の中止又は廃止
- (イ) 事業実施主体の変更
- (ウ) 事業費の3割を超える増減
- (エ) 事業実施地区の変更
- (オ) 成果目標の変更
- (カ) 支援する取組の内容の変更

4 事業の成果目標

(1) 成果目標は、次に掲げる目標から1つを選択するものとする。

(ア) 生産量の増加

生産量を平年水準（過去7年中庸5年平均）まで増加。

ただし、1（2）の事業実施計画を作成する際に得られる直近年（以下「直近年」という）の生産量が平年水準を上回る場合には、次のうち生産量が多い方を目標とすること。

- ・直近年の生産量を実現
- ・島ごとさとうきび増産プロジェクトに目標として掲げる生産量まで増加。

(イ) 単収の増加

単収を平年水準（過去7年中庸5年平均）まで増加。

ただし、直近年の単収が平年水準を上回る場合には、次のうち単収が多い方を目標とすること。

- ・直近年の単収を実現
- ・島ごとさとうきび増産プロジェクトに目標として掲げる単収まで増加。

(2) 事業実施主体が事業実施計画に設定する成果目標の年度は、事業実施年度又は事業実施年度の翌年度とする。

第5 助成

1 補助対象経費

補助対象経費は、事業実施主体が本事業の実施に直接要する経費として別表2に掲げるものであって本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、別表2の費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

ただし、物理的防除を行うための器具（誘殺灯）の取得に要する経費については、薬剤防除と組み合わせて実施する場合であり、かつ、総合事務局長が特に必要と認めた場合に限り、補助対象経費とすることができる。

2 次の取組は、本事業の対象としない。

- (1) 他の助成により実施中又は実施予定となっている取組
- (2) 学校、試験研究機関等公的機関が作付けしている甘味資源作物を対象とする取組
- (3) 輪作体系・複合経営の確立に向けた取組を行う場合にあっては、需給調整を実施している品目の生産振興を対象とする取組
- (4) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第 19 条第 1 項の規定に基づく甘味資源作物交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組
- (5) 不動産、船舶、飛行機、1 件当たりの取得価格が 50 万円以上の機械及び器具等財産を取得する取組

3 2 の (5) の規定にかかわらず、干ばつ被害が発生する地域において、地域全体で取り組む灌水対策に必要となる 50 万円以上の器具(灌水タンク等)の取得に要する経費については、総合事務局長が特に必要と認めた場合に限り、補助対象経費とすることができる。

4 不正行為に対する措置

- (1) 沖糖振協は、事業実施主体の代表者、理事、職員等が、本事業の実施に関して不正な行為や不適切な手続等をした場合又はその疑いがある場合にあっては、事前に総合事務局長に協議の上、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して、是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。
- (2) 沖糖振協は、事業実施主体が (1) の規定による指導に基づく是正措置等を講じていないと判断される場合には、事前に総合事務局長に協議の上、事業実施計画の承認の取消しや、既に交付された助成金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。
- (3) 沖糖振協は、不正行為等に関する報告を事業実施主体に求めることができるものとし、情報等を得た場合は総合事務局長に対し、速やかに情報を共有するとともに、必要に応じて協議するものとする。

第 6 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権、品種登録を受ける地位及び育成者権等）が発生した場合、その知的財産は事業実施主体に帰属するものとする。ただし、知的財産権の帰属に関し、次に掲げる条件を遵守すること。

- 1 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、所得を行った場合には、遅滞なく国に報告すること。
- 2 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権の利用を事業実施主体等に求める場合には、無償で、知的財産権の利用を国に許諾すること。
- 3 本事業実施期間中及び本事業終了後 5 年間に於いて、事業実施主体及び事業の

一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用許諾をする場合には、事前に国と協議して承認を得ること。

第7 収益状況の報告及び収益納付

本事業終了後5年間に於いて、知的財産権に伴う収益が生じた場合は、毎年度収益の状況を国に報告することとし、相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

第8 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、毎年度事業の実施状況について、別に定める日までに、要領別記様式第7号により作成し、事業の実施状況を沖縄振協に報告し、併せて農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシートを提出するものとする。
- 2 沖縄振協は、1により提出のあった事業実施状況報告及び農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシートを取りまとめ、沖縄総合事務局長に報告するものとする。

第9 事業の評価

- 1 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、別に定める日までに、要領別記様式第8号により自ら評価を行い、沖縄振協に報告するものとする。
- 2 沖縄振協は、1の事業評価の報告を受けた場合には、事業実施主体の事業評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて評価を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、当該事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 3 沖縄振協は、2の評価の結果、成果目標が達成されていないと判断される場合には、当該事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1か月以内に、成果目標達成に向けた改善計画を要領別記様式第9号により提出させるものとする。
- 4 3により実施した取組の評価については、1及び2に準じて行うものとする。
- 5 沖縄振協は、2及び4の評価結果を沖縄総合事務局長に報告するとともに、原則として事業評価を行った年度に公表するものとする。
- 6 沖縄振協は、3により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを沖縄総合事務局長に報告するものとする。

第10 財産管理等

事業実施主体は、事業により取得し、又は効用の増加した財産について、事業

の目的が達成されるよう、適切な管理に努めるものとする。

第11 その他

1 帳表等の管理

沖縄振協は、事業実施主体に対し、本事業の経理について、本事業以外の経理と明確に区分した上で実施に係る書類、収入及び支出に関する帳簿、証拠書類等について、事業の完了年度の翌年度から起算して5年間適切に整備保管させるものとする。

2 畑作共済等の積極的活用

沖縄振協は、事業実施主体に対し事業の受益者等の経営の安定を図るため、農業共済組合と連携し、当該受益者等による農業経営収入保険、畑作物共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促す取組みを指導するものとする。

3 環境負荷低減に向けた取組

- (1) 事業実施主体は、取組を実施する場合にあっては、別記様式 11 号－1 の「みどりチェック」チェックシート（以下、「チェックシート」という。）に記載された環境負荷低減の各取組について、すべての受益者が事業実施期間中に実施する旨を確認し、その旨をチェックした上で、チェックシート及び受益者の氏名及び住所をとりまとめたリストを沖縄振協に提出すること。

また、実績報告の際には、すべての受益者がチェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かを確認し、チェックシート及び受益者リストを沖縄振協に提出すること。

- (2) 沖縄振協は、提出されたチェックシートについて、確認の上とりまとめ、沖縄総合事務局に提出するものとする。

また、提出されたチェックシートの中から抽出して、農林水産省の職員等が実際に環境負荷低減の取組を実施したかどうかを確認するものとする。

附則

この実施要領は、平成25年5月7日から施行し、平成25年3月26日から適用する。

附則

この実施要領は、平成 26 年 3 月 13 日から施行する。

附則

- 1 この実施要領は、事業計画書の承認を受けた日（平成 27 年 4 月 6 日）から施行する。
- 2 この実施要領による改正前の甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業実施要綱の規定に基づき行われた基金の管理及び事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附則

この実施要領は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この実施要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この実施要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この実施要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この実施要領は、令和 2 年 10 月 28 日から施行する。

附則

この実施要領は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この実施要領は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この実施要領は、令和 3 年 12 月 21 日から施行する。

附則

この実施要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この実施要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この実施要領は、令和 8 年 4 月 7 日から施行する。

「みどりチェック」 チェックシート（食品事業者を除く事業実施主体の場合）

事業名			
組織名			
代表者氏名			
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

↓該当する方に○

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいかわからない場合は、解説書をご覧ください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等	
☐	①	みどりの食料システム戦略の理解
☐	②	関係法令の遵守
☐	③	正しい知識に基づく作業安全に努める
	適正な施肥	
☐	④	肥料の適正な保管
☐	⑤	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
☐	⑥	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
☐	⑦	有機物の適正な施用による土づくりを検討
	適正な防除・生物多様性への悪影響の防止	
☐	⑧	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
☐	⑨	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
☐	⑩	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討
☐	⑪	農薬の適正な使用・保管
☐	⑫	農薬の使用状況等の記録・保存
	エネルギーの節減	
☐	⑬	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	悪臭及び害虫の発生防止	
☐	⑭	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
☐	⑮	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

※別途、受益農業者一覧を添付すること

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました ☐

「みどりチェック」 チェックシート（食品事業者の場合）

事業名			
組織名			
代表者氏名	↓該当する方に○		
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

- ・ 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください解説書
- ・ 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・ 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・ ※の記載内容に「該当しない」（⑧は「と畜場である」）場合は□にチェックしてください。



チェック	環境関係法令の遵守等	
☐	①	みどりの食料システム戦略の理解
☐	②	関係法令の遵守
☐	③	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
☐	④	正しい知識に基づく作業安全に努める
	エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除	
☐	⑤	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
☐	⑥	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討
	悪臭及び害虫の発生防止	
☐	⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
☐	⑧	※と畜場でない場合（と畜場である ☐ ） 食品ロスの削減に努める
☐	⑨	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
☐	⑩	資源の再利用を検討
	生物多様性への悪影響の防止	
☐	⑪	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない ☐ ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める
☐	⑫	※特定事業場である場合（該当しない ☐ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 ☐

②関係法令の遵守について、対象は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました ☐

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

事業実施主体:

代表者:

	実施者名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		